

公表版

※人名等を記号に置き換えています

笠松競馬における不適切な事案に関する報告書

令和3年3月31日

笠松競馬不適切事案検討委員会

目次

第 1	第三者委員会の概要	4
1	設置の経緯	4
2	当委員会の目的	4
3	当委員会の構成	5
第 2	調査期間及び方法	5
1	調査期間	5
2	調査方法	5
	(1)当委員会による関係者に対する聞き取り調査等	5
	(2)当委員会が組合から開示を受けた資料	6
	(3)税務関係資料	6
	(4)見分調査	6
第 3	調査結果	7
1	笠松競馬をめぐる基本的な情報	7
	(1)笠松競馬場について	7
	(2)組合について	7
	(3)地方競馬全国協会について	7
	(4)調教師・騎手・きゅう務員	8
	(5)競馬法による公正確保について	9
2	調査によって認定された事実	9
	(1)所得税申告漏れの状況	10
	(2)騎手を中心とする馬券購入の実態	18
	(3)セクシャルハラスメントの常態化	30
第 4	原因	36
1	法令遵守意識の欠如	36
2	公正な競馬を担う者としての自覚の欠如	37
3	組合の怠慢	38
第 5	関係者の処分について	38
1	処分についての考え方	38
	(1)馬券購入に関連しない所得について所得税の修正申告した者に対する処分 についての考え方	38

(2)馬券のグループ購入に関与した者に対する処分についての考え方	39
(3)馬券の購入グループから金員の供与を受けた者に対する処分の考え方 ...	40
(4)馬券のグループ購入に関与した者または購入グループから金員の供与を受 けた騎手が所属する調教師に関する処分の考え方	40
(5)セクハラ行為に関する処分の考え方	41
2 各人に対する処分意見	41
(1) 騎手.....	41
(2) 調教師.....	44
第6 組合の対応に対する検証	48
1 騎手を中心とする馬券購入事案に関連して	48
2 セクシャルハラスメント事案に関連して	49
第7 提言	50
1 所得税の申告漏れ・過少申告の再発防止に関する提言	50
2 不適切な情報提供、馬券購入に関する再発防止に関する提言.....	50
(1)組合が信頼される公正な競走を実施するための措置.....	50
(2)競馬場関係者において、自らが主体的に公正確保の一員であるとの自覚を 促す措置.....	51
(3)早期に違反事実の端緒を得るための措置.....	52
(4)同居親族に対する措置	52
(5)騎手らによる自ら出走する競走について、馬券を共同購入した場合におけ る罰則の新設について	52
3 セクハラに対する対策	53
(1)セクハラが起きない環境づくり（職場環境の見直し、意識改革）	53
(2)研修制度の導入	53
(3)相談苦情処理窓口の設置、周知	53
(4)規定等の整備.....	53
第8 付言	54

第1 第三者委員会の概要

1 設置の経緯

岐阜県地方競馬組合（以下「組合」という。）では、令和2年6月20日、岐阜県警察が笠松競馬所属の調教師1名、及び騎手3名に対し、競馬法違反（勝馬投票券の購入）の疑いで自宅捜索及び任意の事情聴取を行ったことが発覚した。

なお、同4名は、同年7月31日までの調教師免許及び騎手免許の更新が行われず、同日付けで引退した。

これを受け、組合は、同4名を除く調教師、騎手、及びきゅう務員全員から、同年7月28日までに、競馬法の遵守等を内容とする「誓約書」を徴取したうえ、同年9月25日から同年10月1日にかけて、競馬法違反等の有無について面談による聞き取り調査を実施した。

しかし、組合による聞き取りによって、競馬法違反等の事実は確認できなかった。

その後、令和3年1月19日に、笠松競馬所属の調教師及び騎手が、勝馬投票券（以下「馬券」という。）を購入し、その払戻金について税務申告しなかったこと等を理由として、名古屋国税局から所得税の申告漏れを指摘されていたことが報道された。

そのため、組合は、同日から同月22日までの間に、笠松競馬所属の調教師及び騎手全員に対し、改めて所得税の申告漏れ等について面談による聞き取り調査を実施した。

しかし、組合による再度の聞き取りによっても、事実確認が十分に行うことができなかったことから、組合は、専門的知見を有する第三者による調査を迅速かつ徹底的に行うことが必要であると判断し、同月22日、笠松競馬不適切事案検討委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

2 当委員会の目的

当委員会は、笠松競馬所属の調教師・騎手等による所得税申告漏れ事案のほか、競馬法違反行為等の有無について、真相の究明を図るとともに、再発防止策等の検討を行うことを目的とするものである。また、調査の過程において発見された不適切事案についても、併せて取り上げることとした。

当委員会の調査及び審議は、かかる目的のもとに実施されたものであり、組合以外の他の機関等の審議・判断等を何ら拘束するものではない。

なお、関係者のプライバシーを保護する必要があることから、本報告書の公表版を作成するにあたっては、匿名化等の処理を行った。

3 当委員会の構成

当委員会の構成は、次のとおりである。

なお、委員長は、笠松競馬不適切事案検討委員会設置要綱第4条第1項に基づき、令和3年1月26日に実施された委員会において、委員の互選により選任された。

委員長 臼井俊治（U. I 総合法律事務所 弁護士）

委員 中西敏夫（弁護士法人森川・鈴木法律事務所 弁護士）

委員 丹下忠彰（華陽税理士法人 税理士）

委員 間宮雄次（税理士法人TAMIYA 税理士）

第2 調査期間及び方法

1 調査期間

本報告書は、令和3年1月26日から同年3月18日までの調査（以下「本調査」という。）に基づくものである。

2 調査方法

当委員会は、以下のとおり、関係者への聞き取り調査、並びに関係者及び組合から提供を受けた資料の分析・検討、実地見分等の方法により、本調査を実施した。

(1) 当委員会による関係者に対する聞き取り調査等

当委員会は、令和3年2月9日から同年3月18日までの間、競馬場関係者（調教師、騎手、きゅう務員、組合職員及び一部の取引先の担当者）延べ133名から面談による聞き取り調査を実施し、その合計時間は39時間10分である。

なお、当委員会は、令和2年7月31日付けで引退した元調教師及び元

騎手ら4名に対しても、聞き取り調査を実施すべく連絡を取ったが、応答がなく、実施できなかった。

また、当委員会は、聞き取り調査の実施と並行して、組合の協力を得て、組合職員全員に対して競馬法に違反した事実の有無を再度確認するとともに、その事実がないと申告した職員からは誓約書の提出を受けた。

(2) 当委員会が組合から開示を受けた資料

当委員会は、組合に対し、随時、検討が必要となると考えた資料の開示を依頼し、その開示を受けてそれらの内容を分析・検討した。

また、当委員会は、笠松競馬関係者から当委員会に提供があった資料についても分析・検討した。

(3) 税務関係資料

笠松競馬きゅう舎関係者110名（調教師19名、騎手13名、きゅう務員78名）を対象として、過去7年分（平成25年分から令和元年分）の所得税の確定（修正）申告書類の写し、住所地の市町村長が発行する過去5年分（平成27年分から令和元年分）の住民税の所得課税証明書、行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第58号）第13条第1項の規定（以下「開示請求制度」という。）に基づき税務署から開示を受けた過去7年分（平成25年分から令和元年分）の所得税の確定（修正）申告書の提出を求め、収集したこれらの税務資料により調査対象者の所得の内容の確認・分析をした。

税務関係資料の調査期間は、所得税については平成25年から令和元年分、住民税については平成27年から令和元年分とした。これらは、所得税の修正申告の遡及期限と住民税の所得課税証明書の交付期間に対応したものである。

当委員会は、令和2年7月31日付けで引退した元調教師及び元騎手ら4名に関しても調査を予定していたが、同人らと接触できなかったため、税務資料の調査を行えなかった。

(4) 見分調査

調査の過程で検証が必要となった場所について、実際に現場を確認して検証するとともに、実地見分に際して、組合担当者に適宜質問を行い、その回答から知見を得た。

第3 調査結果

1 笠松競馬をめぐる基本的な情報

(1) 笠松競馬場について

笠松競馬場は、岐阜県笠松町所在の地方競馬をおこなう競馬場である。

地方競馬は、競馬法に基づいて都道府県又は指定市町村（特別区を含む）によって主催される競馬であり（競馬法第1条の2第1項及び第2項）、笠松競馬場における地方競馬は、岐阜県、笠松町及び岐南町が構成する一部事務組合「岐阜県地方競馬組合」によって施行されている。

組合の行う競馬の収益は、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧などの経費に充てられる（競馬法第23条の9）。

(2) 組合について

組合は、笠松競馬場において地方競馬を施行する岐阜県、笠松町及び岐南町によって構成される一部事務組合である。

組合は、競馬の公正な実施を担うほか、笠松競馬場及び場外設備内の秩序を維持するために、入場者の整理、競馬に関する犯罪及び不正の防止並びに競馬場内及び場外設備内における品位及び衛生の保持について必要な取り締まりをおこなう責務があり（競馬法施行令第17条の4、同令第9条）、競馬の公正を確保又は競馬場内の秩序を維持するために必要な場合は、馬の出走停止、調教師の調教又は騎手の騎乗の停止、馬主・調教師・騎手・きゅう務員に対する戒告、競馬への関与の禁止または停止、入場拒否又は入場者に対する退去命令などの措置をとることができる（競馬法施行令第17条の4、同令第10条、岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則第67条、同規則第72条等）。

さらに、組合においては、競馬の公正確保、競馬場内外の秩序の維持を目的として、競馬場関係者に対する指示事項を定めている。（以下「指示事項」という。）

(3) 地方競馬全国協会について

地方競馬全国協会（以下「地全協」という。）は、地方競馬の公正・円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的として設置される法人である（競馬法第23条の10、同法第

23条の11)。

馬主及び馬の登録、調教師及び騎手の免許・養成・訓練、審判員その他地方競馬の実施に関する事務を行うものを養成・訓練し、場合によってこれらの者の派遣・あっせん、競馬主催者に対する必要な助言などを行う(競馬法第23条の36)。

地全協が上記の業務を開始する際には、業務方法書を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない(競馬法第23条の38)。

(4)調教師・騎手・きゅう務員

ア 調教師及び騎手について

調教師は、馬主との間で、当該馬主が所有する競走馬の預託契約を結び、競走馬をレースに出走させるための調教、飼養管理を行う。馬主から支払われる預託金の収入、調教師の管理馬が出走した際に支払われる調教師手当、レースに出走した馬の賞金の一部(進上金)が主な収入源である。競馬において競走馬のマネージメントをおこなう存在である。

その指導的立場から、騎手及びきゅう務員に対する監督義務がある(岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則第92条)。

騎手は、調教師からの騎乗依頼を受けて指定されたレースに、指示された競走馬に騎乗して出走する。騎手の収入源は、調教師のきゅう舎に所属して当該きゅう舎の仕事を行って調教師から支払われる金員のほか、レースに騎乗した際に支払われる騎手手当、レースに出走した馬の賞金の一部(進上金)が主たるものである。

地方競馬において、調教師及び騎手は免許制であり、免許試験、免許の交付は、地全協によって行われている(競馬法第16条)。

免許の有効期間は、免許の日から1年であり、継続する場合は再試験を受けて更新をしなければならない(地方競馬全国協会業務方法書第27条第1項、同書第21条第4項但書)。

笠松競馬に所属する調教師は、令和3年1月22日現在で19名、所属する騎手は15名である。

イ きゅう務員について

調教師に雇用され、馬の飼養又は調教の補助をする者である。補助業務を実施するためには、組合管理者の認定を要するが、特別な資格は不

要である（岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則第100条）。

笠松競馬においては、令和3年1月22日現在で合計88名のきゅう務員が、それぞれ所属の調教師に雇用され業務についている。

(5) 競馬法による公正確保について

競馬法は、地方競馬を行う組合の職員、地方競馬に関係する調教師、騎手及び競走馬の飼養又は調教を補助する者が、すべての地方競馬の馬券を購入することを刑罰（100万円以下の罰金）によって禁じ、競馬関係者の馬券のインサイダー購入を禁じている。

また、競馬法は、競馬の公正を害する以下の行為に対し刑罰を課し、その公正を担保しようとしている。

* 出走すべき馬につき、その競走能力を一時的にたかめ又は減じる薬品または薬剤を使用する行為

・・・3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（競馬法第31条第2号）

* 騎手が、競走について財産上の利益を得、又は他人に得させるため競走において馬の全能力を發揮させなかった行為

・・・3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（競馬法第31条第3号）

* 調教師、騎手又は競走馬の飼養若しくは調教を補助する者が、その競走に関しわいろを収受、要求、約束する行為

・・・3年以下の懲役（競馬法第32条の2）

* 前記のわいろ収受等によって相当の行為をしなかった場合

・・・5年以下の懲役（競馬法第32条の2）

* 前記に関連し、わいろの供与、申込み、約束する行為

・・・3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（競馬法第32条の4）

* 偽計または威力を用いた競馬の公正を害すべき行為

・・・3年以下の懲役又は200万円以下の罰金（競馬法第32条の5）

* 競馬において、その公正を害すべき方法による競走を共謀する行為

・・・2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（競馬法第32条の6）

2 調査によって認定された事実

当委員会は、本調査によって得られた資料等の検討・分析により、笠松競馬のきゅう舎関係者における所得税申告漏れの状況、競馬法違反行為の有

無・態様、その他調査の過程で発見された不適切な事案について、以下のとおり認定した。

なお、当委員会において可能な限りの調査を実施したものであるが、調査権限による一定の限界があったことを留保する。また、当委員会における事実認定は、当委員会に提出された資料、当委員会が独自に収集した資料、及び聞き取り調査により得られた供述等について、それらの信用性を慎重に判断したうえで、上記第1の第2項記載の目的に即して行ったものである。そのため、当委員会が判断の基礎とした資料や供述等に事実と異なる内容が含まれていることが発覚した場合には、事実認定が変更され得るほか、目的を異にする場合には、信用性の評価や事実認定の内容が異なり得ることを併せて留保する。

(1) 所得税申告漏れの状況

笠松競馬のきゅう舎関係者において、所得税の申告漏れを指摘され修正申告した者が複数名いた。その状況は以下のとおりであった。

ア 修正申告の状況

調査期間内において所得税の修正申告をした者の状況は下記【表1-1】のとおりであった。

なお、所得税の修正申告を令和2年に行った者は11名であり、その状況は下記【表1-2】のとおり、令和元年（平成31年）に行った者は3名であり、その状況は【表1-3】のとおりであった。

なお、所得の種類により分類したのは、税務調査での指摘を受け、競馬法違反行為により得た所得についての修正申告を行った場合は、雑所得若しくは一時所得として申告している可能性が大きいものと思料し、ここから調査の端緒を得るためである。

令和2年に修正申告した11名のうち、馬券の情報提供料ないし馬券購入に関与した所得があるとして、修正申告した者は6名であった。

【調査期間の範囲を通じた所得税を修正申告した者の状況】

表 1-1

所得の種類	修正申告の内容	修正申告をした者及び金額（総額）	情報提供料ないし馬券購入に関する金員を受けた者及び金額
雑所得	情報提供料ないし馬券購入に関する所得	6名 1億352万243円 ※1	6名 1億329万6593円
	その他	1名 761万3459円	0名
一時所得	その他	1名 143万7978円	0名
事業所得	売上過少申告 経費の水増し	10名 ※2 1億9369万2108円	3名 ※4
合計		14名 ※3 3億626万3788円	7名 ※5 1億329万6593円

※1 調査対象者1名の妻名義のものも合算した額。

※2 雑所得及び一時所得で計上した4名を含む。

※3 ※2で重複計上した4名を除く。

※4 3名のうち1名は、事業所得の修正申告を行っているが競馬法違反にかかる所得の修正ではなく、残りの2名は、雑所得及び事業所得の修正申告を行っているが、そのうち事業所得は競馬法違反にかかる修正申告ではないため、それぞれ金額は未記載。

※5 ※4で重複計上した2名を除く。

【令和2年1月1日～令和2年12月31日に所得税の修正申告をした者の状況】

(表1-1の内数)

表 1-2

所得の種類	修正申告の内容	修正申告をした者及び金額(総額)	情報提供料ないし馬券購入に関する金員を受けた者及び金額
雑所得	情報提供料ないし馬券購入に関する所得	6名 1億352万243円 ※1	6名 1億329万6593円
	その他	0名	0名
一時所得	その他	0名	0名
事業所得	売上過少申告 経費の水増し	7名 ※2 1億4182万2587円	3名 ※4
合計		11名 ※3 2億4534万2830円	7名 ※5 1億329万6593円

※1 調査対象者1名の妻名義のものも合算した額。

※2 雑所得で計上した2名を含む。

※3 ※2で重複計上した2名を除く。

※4 3名のうち1名は、事業所得の修正申告を行っているが競馬法違反にかかる所得の修正ではなく、残りの2名は、雑所得及び事業所得の修正申告を行っているが、そのうち事業所得は競馬法違反にかかる修正申告ではないため、それぞれ金額は未記載

※5 ※4で重複計上した2名を除く。

【平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日に所得税の修正申告をした者の状況】（表 1－1 の内数）

表 1－3

所得の種類	修正申告の内容	修正申告をした者及び金額（総額）	情報提供料ないし馬券購入に関する金員を受けた者及び金額
雑所得	情報提供料ないし馬券購入に関する所得	0 名	0 名
	その他	1 名 761 万 3459 円	0 名
一時所得	その他	1 名 143 万 7978 円	0 名
事業所得	売上過少申告 経費の水増し	3 名 ※1 5186 万 9521 円	0 名
合計		3 名 ※2 6092 万 958 円	0 名

※1 事業所得の人数には、雑所得及び一時所得で計上した各 1 名を含む。

※2 修正申告をした者計の人数には、重複計上した※1 の 2 名を除く。

イ 雑所得若しくは一時所得があった者の状況

雑所得若しくは一時所得があった者の状況は、下表【表2】のとおりであった。

調査期間内において、競馬法違反に関連する所得があるとして修正申告をした者は合計で6名である。

表 2

	一時所得	雑所得（公的年金等以外）	計	左計の内競馬法違反と思料する所得のあった者及び金額
調教師	2名 235万4882円	5名 9223万8704円	7名 9459万3586円	2名 8336万1345円
騎手	1名 114万7000円	4名 ※1 2015万8898円	4名 ※2 2130万5898円	4名 1993万5248円
きゅう務員	0名	1名 190万4240円	1名 190万4240円	0名
合計	3名 350万1882円	9名 ※2 1億1430万1842円	12名 1億1780万3724円	6名 1億329万6593円

※1 騎手一時所得に計上した1名を含む。

※2 ※1により重複計上した1名を除く。

ウ 修正された所得内容及び申告漏れの理由

(7)馬券購入に関連しない所得を修正申告した者について

馬券購入に関連しないと認められた所得を修正申告した者について、修正申告の詳細は以下のとおりである。

なお、A調教師は、馬券購入に関連した金員を受領していたが、修正申告の内容自体は馬券購入に関連したものではないので、この

項に掲げた。

馬券購入に関連しないと認められる所得を修正申告した者は、8名であり、そのうち意図的ないし過失が大きい悪質な者は5名であった。

悪質とまで認められなかった者の修正申告額については、プライバシーに配慮して記載しなかった。

a B調教師について

B調教師は、令和2年11月に、名古屋国税局の指摘を受けて所得税の修正申告をした。

B調教師は、平成25年から令和元年までの預託料収入を過少にし、経費を水増しするなどして所得を過少に申告した。

B調教師が同期間内(7年間)に申告しなかった額は合計5055万2297円であった。

b C調教師について

C調教師は、令和2年10月に、名古屋国税局の指摘を受けて所得税の修正申告をした。

C調教師は、平成25年から令和元年までの預託料収入を意図的に過少に申告していた。

C調教師が同期間内(7年間)に申告しなかった額は合計2466万5522円であった。

c D調教師について

令和2年に、自ら、平成29年から令和元年までの社会保険の補助金とボーナス積立を収入に入れていなかった申告の誤りに気づき、所得税の修正申告をした。

d E調教師について

E調教師は、令和2年に、岐阜南税務署の指摘を受けて所得税の修正申告をした。

E調教師は、妻に経理を任せきりにしており、同妻は、平成25年から令和元年の7年間、社会保険料の補助金、還付金による所得の申告をしなかったほか、意図的に売上を過少に申告した。

E調教師が同期間内(7年間)に申告しなかった額の合計は

3841万9124円であった。

e F調教師について

F調教師は、令和元年に、名古屋国税局の指摘を受けて修正申告をした。

F調教師の妻が、自身の収入とみられる金員を同調教師名義の口座に入金しており、同妻において当該報酬について申告しなければならぬ所得であるとの誤った認識をしていた。

F調教師自身は、税務申告を税理士に依頼して行っており、上記の妻の操作について知らなかった。

f G調教師について

G調教師は、令和元年9月、岐阜南税務署の指摘を受けて修正申告をした。

G調教師は、平成28年から平成30年まで、実質は自らの事務により収入を受け取っていたのに、意図的に妻の収入として取り扱い、自身の所得として申告しなかった。

G調教師が同期間内（3年間）に申告しなかった額の合計は1494万5174円であった。

g H調教師について

H調教師は、平成31年1月に岐阜南税務署の指摘を受けて修正申告をした。

H調教師は、平成25年から平成30年までの間にもらった馬主からの謝礼や自身の趣味に関する収益について、申告しなければならぬ収入との認識がなく、申告していなかった。

h A調教師について

A調教師は、令和2年10月に、名古屋国税局の指摘を受けて所得税の修正申告をした。

A調教師は、平成29年から令和元年までの社会保険の還付金と出走手当金の申告漏れ、平成30年は収入の申告漏れがあった。

本人の認識不足と、他人に経理を任せきりにしたことによって生じたものであり、意図的ではないが、過失は少なくない。

A調教師が同期間内（3年間）に申告しなかった収入金額は合計1353万1232円である。

(イ)馬券購入に関連した所得を修正申告した者について

馬券購入に関連する収入として修正申告した者とその金額（総額）は、表3のとおりである。

内容は、情報提供の謝礼ないし購入馬券の収益の分配による収入としての申告額である。

グループでの馬券購入の状況については、後述する。

なお、本項に掲げた額は、あくまで名古屋国税局から指摘されて修正申告をした額である。

中には、指摘された金額は、多すぎると思ったものの、事件の発覚を恐れてあえて反論せずに認めて所得税を支払ったものであり、実際に受領した額は異なると主張した者もいた。

また、I調教師夫妻の修正申告については、それぞれの氏名で修正申告がなされているが、グループでの馬券購入との関連では一体として考えるべきであると思われたため、修正した金額は夫婦合算のものとした。

この点、I夫妻の修正した所得金額は、合計約8000万円と高額な収益を得ていた内容になっている。しかし、実際には、馬券のグループ購入における払戻金の大部分は、I調教師の妻の口座から現金で引き出され、分配されていたことから、I夫妻において修正した所得金額が現実の所得としてあったわけではない。

これらの現金で引き出された分配金については、現金での決済のため証拠がなく、所得からの控除が認められなかった。

なお、当委員会では、その他の資料を勘案し、平成25年から平成28年までの4年間で、少なくともJ元調教師、K元騎手、L元騎手、M元騎手ら4名は、馬券購入に関連した収入として総額6000万円以上の収益を得たものと推定した。

表 3

	修正した所得金額（総額）
N 調教師	339 万 5656 円
O 騎手	1211 万 887 円 (1233 万 4537 円) ※ 1
P 騎手	682 万 4361 円
Q 騎手	50 万円
R 騎手	50 万円
I 調教師	7996 万 5689 円 妻名義含む

J 元調教師	当委員会において資料をもとに推定した左記 4 名の馬券購入に関連した収益 6003 万 4311 円	令和 3 年 3 月 書類送検
K 元騎手		令和 3 年 3 月 書類送検
L 元騎手		令和 3 年 3 月 書類送検
M 元騎手		令和 3 年 3 月 書類送検

※ 1 括弧内の金額は、当該者の修正申告の総額

(2) 騎手を中心とする馬券購入の実態

当委員会は、本調査を通じて、以下のような、騎手を中心とした馬券のグループ購入及びそれに関連した金員のやり取りが行われていたことを認めた。

ア 騎手らによる馬券購入の概要

笠松競馬においては、遅くとも平成24年までには、J元調教師（元騎手）、K元騎手を中心としてグループで馬券が購入されるようになった。騎手らによる馬券のグループ購入は、関与するメンバーに若干の変更がありながら令和2年6月まで継続的に行われた。

騎手らは、自分たちが騎乗するレースに関する馬券を購入していた。

グループ購入は、4名から最大8名の騎手ないし元騎手で行われ、時期やレースごとで人数は異なっていた。

グループ購入するメンバーは平成27年ころに最大となり、以降減少し、平成28年以降は4名ないし3名の騎手ないし元騎手で馬券購入をしていたとみられる。

馬券をグループで購入する際には、他の騎手に騎乗する馬の調子を聞く等の情報収集が行われた。

馬の調子を答えた騎手には、レース後に馬券をグループ購入した者から金員が供与されることがあった。このような金員を受領していた騎手ないし元騎手は4名であった。

騎手らの馬券購入の収益の合計は、資料から認定できる平成25年から平成28年までの間で総計およそ1億4000万円であった。なお、この1億4000万円には、J元調教師がグループとは別に個人的に購入した馬券の収益が含まれている。

平成28年以降の状況については認定できなかったが、新聞報道によれば、J元調教師・K元騎手・L元騎手・M元騎手の4名は、令和元年11月から令和2年6月ころまでの間に馬券のグループ購入で1500万円の利益を得、K元騎手・L元騎手・M元騎手の3名については、令和元年9月から令和2年6月までに馬券のグループ購入で460万円の利益を得たとのことである。

イ 馬券購入の具体的な状況

(ア) 騎手らにおける情報のやり取りについて

笠松競馬の騎手らの間では、普段から、騎乗して出走する馬の調子に関するやり取りが行われていた。

馬の情報のやり取りは、調教時やレース前に馬が乗り替わった時

等、その馬の癖情報として事故を避けるための注意喚起として必要な場合もあり、また騎手らのレースに関する駆け引きといった側面もあり、すべてが禁じられているものではない。

しかし、騎手らのやり取りする情報には、「体調不良で勝負にならない。」「ただ出走して回って帰ってくるだけだ。」等の馬の悪い調子に関する情報も含まれていた。

このような騎手のやり取りの中に含まれる馬の調子に関する情報が馬券の選定に利用されていた。

(イ) 購入馬券の選定について

グループでの馬券の購入は、当時騎手であった J 元調教師と K 元騎手を中心に行われていた。

J 元調教師と K 元騎手は出走番組表をもとに予想の立てやすいレースをピックアップし、そのレースに出走する馬に騎乗する他の関与者に相談を持ち掛けていた。

なお、グループ購入に恒常的に関与している騎手においても、J 元調教師（元騎手）や K 元騎手が馬券購入をもくろんでいるレースに騎乗しない騎手は、当該レースのグループ購入のメンバーから外されていたようである。

場合によっては、グループ購入に恒常的に関与してはいないが、当該レースに出走する騎手から、騎乗する馬の調子を聞くことによって、さらに購入する馬券の絞りこみが行われた。

情報提供をした騎手に対しては、馬券が的中した際に J 元調教師（元騎手）らから金員が提供されることもあった。

なお、J 元調教師（元騎手）らから馬の調子を聞かれた騎手は、単なる騎手同士のレースの見込みや駆け引きに関する話として認識していた者から、購入馬券を絞りこむための情報収集と知りつつ情報提供していた者までおり、認識は様々であった。

グループで購入する際の馬券の種類は、主に配当の高い三連単の馬券であった。

騎手らが馬券を購入するにあたって特に必要としていた情報は、馬の悪い調子に関する情報であった。

グループ購入に関与していた者らは、自分が騎乗する馬に関する情報と他の騎手らからの情報により、3着以上になりそうにない馬を除外して、3頭から6頭の馬に絞り、さらにそこから細かな着順を予想し、少ないときは2～3点、多いときは12～13点程度の馬券を選定し、これを購入した。購入金額が1回について50万円前後になるときもあった。

グループでの馬券購入に参加した当事者の認識によると、馬券的中率は3割程度であったという。

(ウ) グループ購入の相談場所とその管理状況について

馬券のグループ購入について、どのレースで、どの馬券を購入するかという相談は、主に調整ルーム内の娛樂室のこたつのある場所で行われていた。

競馬レースの開催期間中、騎手らは、公正を期すために外部からの連絡を絶って生活をしなければならない。笠松競馬場においても同様であり、騎手らはレース開催期間中、場内に設けられた調整ルームで過ごしていた。調整ルームの使用にあつては、夜間の外出禁止、携帯電話の持ち込み禁止といった規則が設けられていた。

しかし、規則に従った厳格な取り締りはされておらず、騎手らは調整ルーム内に携帯電話を容易に持ち込めていた。

規則上、調整ルームに入る際は携帯電話を預けなければならないが、その実施方法は、騎手らが舎監に自主的に申告して預ける、というものであり、手荷物検査や外部からの差し入れの検査は行われていなかった。

また、騎手らのほとんどの人が預けていなかった、という証言や、攻め馬の日程調整のために調整ルームにいるはずの騎手に電話をかけたところ、普通に繋がったのでおかしいと思った旨のきゅう務員による証言があった。

騎手らは、このように調整ルーム内に持ち込まれた携帯電話で外部の者と連絡を取り馬券を購入させていた。

購入する馬券に関する相談が行われた娛樂室内の「こたつのある部分」の状況は、次に述べるとおりであった。娛樂室は、調整ルー

ムの2階に位置する、騎手らがレース映像を見たり、くつろいだりする部屋である。娯楽室内部には仕切りがなく、北側3分の1に小上がりが設けられ、小上りの部分は畳敷きであり、その部分にはこたつとテレビが設置され、騎手らの暇つぶしのためのゲーム機等が置かれている。ここが、購入馬券の相談が行われていた「こたつのある部分」である。娯楽室の中央部分（上記小上りのすぐ南側）には、モニター数台と机、数脚の椅子が置かれ、騎手らがパトロールビデオと呼ばれるレース状況を確認するためのビデオ映像を視聴する装置が設置されている。さらに、その南側3分の1は、騎手らの洗濯物を干すスペースとなっている。相談が行われた場所は、密室ではなく、騎手であれば誰でも目の届く場所であった。

馬券をグループで購入していた者らは、夕食後、この「こたつのある部分」で、自分が騎乗する馬の情報を持ち寄り、購入する馬券について相談をしていた。

彼らは、グループ購入に関与していない者が娯楽室内部にいるときは、相談を控えていたようであるが、騎手の中には、いつも特定のメンバーがこたつのある部分に集まっていたことから、これらのメンバーが馬券を購入しているのではないかと疑っている者もいた。

(エ) 馬券の購入指示と馬券の購入並びに金員の分配について

以下は、調査によって判明した平成24年ころから平成28年ころまでの状況である。なお、平成28年以降について、J元調教師（元騎手）、K元騎手、L元騎手、M元騎手が誰にどのように依頼して馬券を購入していたかの詳細は、不明である。

当該期間のうちの大半は、J元調教師とI調教師はともに騎手であった。

グループで購入する馬券を決定すると、J元調教師（当時騎手）ないしK元騎手が、調整ルームに持ち込んだ携帯電話で調整ルームの外部にいる協力者に連絡を入れて購入を指示した。

協力者は、平成25年ころまではJ元調教師が懇意にしていた馬主であり、平成25年以降はI調教師の妻であった。

購入の指示は、携帯電話で、購入する馬券と金額を記載したメモ

の写真を送信する形で行われた。なお、J元調教師（元騎手）は、グループで購入する馬券のほか、別途、個人的に決めた馬券も購入していた。

I調教師の妻は、グループでの購入を指示された馬券と、J元調教師が個人的に購入を依頼する馬券をインターネットサイト「γ」で購入していた。これらの馬券の購入代金は、I調教師の妻名義のδ銀行の口座からγに入金された金員によってなされており、I調教師の妻によって立て替えられていた。

そして、馬券が的中した場合、払戻金から、I調教師の妻が立替えた馬券購入代金の補填がなされ、補填後の残額を基準としてI調教師の妻が自分の取り分である1割を差し引き、残金を馬券のグループ購入の分配金としてJ元調教師（元騎手）に現金で渡されていた。

J元調教師（元騎手）は渡された金員を馬券のグループ購入に参加した騎手らに分配していた。なお、金員の分配は、馬券の絞り込みに有益な情報をもたらした騎手に対しても行われていたとみられるが、I調教師の妻からJ元調教師に渡された金員が具体的にどのように情報提供の報酬として分配されたのかについては明らかでない。

I調教師の妻が馬券購入の協力者となった当初は、グループ購入の分配金を一括でまとめてJ元調教師に渡していたが、次第に分配金を参加人数分に分割することもI調教師の妻が依頼されるようになった。そして、I調教師の妻は、J元調教師の指示する人数分、分配金を複数の封筒に分割したうえで渡すようになった。

なお、J元調教師とK元騎手は、分配金があっても、自らはその都度受け取らず、I調教師の妻に預けたままにしておくことが多かった。そして、時折、I調教師の妻に指示をして、出金や送金をさせていた。

(オ) 馬券購入の収益について

この点も、J元調教師、K元騎手、L元騎手、M元騎手から聞き取りができなかったため、当委員会が資料から認定できた事実は、

I 調教師の妻が馬券の代理購入をしていた平成 25 年から平成 28 年までの間にとどまる。

I 調教師の妻からは、資料の一部しか開示されなかったところ、当委員会においてそれらの資料を精査して推認した結果、I 調教師（元騎手）の妻が馬券の代理購入に関与していた平成 25 年において、グループでの馬券購入分と J 元調教師個人の馬券購入分の年間での支出合計は、概算で 6500 万円程度であった。これに対し、払戻金として入金された金額の合計額は概算で 1 億円であり、差引 3500 万円が馬券購入による収益とみられる。

I 調教師（元騎手）の妻が馬券の購入にかかわっていた期間は、平成 25 年から平成 28 年の 4 年間であり、上記の平成 25 年と同じペースで馬券を購入していたものと仮定すると、4 年間で 1 億 4000 万円程度の収益があったものとみられる。

なお、この 1 億 4000 万円の収益には、J 元調教師がグループ購入とは別に個人で購入した馬券の収益も含まれている。

そして、この 1 億 4000 万円のうち、1 割が I 調教師の妻の手数料となり、残りが J 元調教師の個人購入の馬券の収益とグループ購入に参加した者の分配金とされた。

ウ 馬券のグループ購入に関与した者の関与の状況の詳細

騎手ないし元騎手のうち馬券をグループで購入していたと認められた者は 8 名であり、外部の協力者を含めると 9 名であった。それぞれの関与の時期、状況は以下のとおりであった。

(ア) J 元調教師、K 元騎手について

当時騎手であった J 元調教師、K 元騎手らは、遅くとも平成 24 年ころから、懇意の馬主に購入を依頼する形で、恒常的にグループで馬券を購入していた。

J 元調教師、K 元騎手は、騎手らの間でも、その騎乗技術や馬を見る目の鋭さから一目置かれた存在であり、リーダー的な立場であった。

このころから J 元調教師（当時騎手）、K 元騎手らは、他の騎手仲間から購入馬券を絞るために、馬の情報を聞き、馬券の当選に有益

な情報を提供してくれた騎手に対して、レースが終了すると数万円の現金を渡すことを度々していた。

なお、これら2名と後述のL元騎手とM元騎手を加えた4名は、令和2年6月まで恒常的に馬券を購入していたとみられる。

(イ) O騎手、I調教師、L元騎手の加入状況

平成24年ころ、それまでO騎手は、J元調教師（当時騎手）、K元騎手ないしL元騎手らから騎乗予定の馬の調子を聞かれ、それに答えたレースの後、J元調教師（当時騎手）、K元騎手ないしL元騎手から金員を提供され、これを情報提供の報酬と知りつつ受領していたが、このころJ元調教師（当時騎手）、K元騎手のいずれかから一緒に馬券を購入しないかと誘われ、馬券のグループ購入に加わるようになった。O騎手のグループに対する関与は、他のメンバーが決めた購入馬券に一口乗る、といったかかわり方で、買い目も一口当たりの金額も知らなかった。O騎手は、平成27年ころまでグループでの馬券購入にかかわっていたが、そのころ、自らJ元調教師ないしK元騎手に「もうやらない。」と宣言し、グループでの購入から脱退した。

同じく平成24年ころ、O騎手の加入から少し遅れて、I調教師（当時騎手）が加入した。

当時騎手であったI調教師は、それまでやはりJ元調教師に、自ら騎乗する馬の情報を提供し、J元調教師から供与される金員を、情報提供の報酬であると知りつつ受領していたところ、このころ、J元調教師から、一緒に馬券を購入しないかと誘われ、馬券購入グループに加わった。I調教師は、馬券の選定や情報の提供に主体的にかかわっていた。I調教師は、平成28年ごろまで馬券購入グループにかかわっていたが、J元調教師との関係が悪化したこと等を主なきっかけとしてこの頃、馬券の代理購入をしていた妻とともに、グループでの購入から脱退した。

同じく、平成24年ころ、I調教師（当時騎手）がグループに加わった後、L元騎手がグループに加わった。

L元騎手は、J元調教師、K元騎手、後述のM元騎手らとともに令

和2年6月ころまで馬券をグループ購入していたとみられる。

(ウ) I調教師の妻が関与した状況

遅くとも、平成25年ころまでに、何らかの理由で、それまでJ元調教師らが馬券の購入を依頼していた馬主とJ元調教師らとの関係が途絶えた。そこで、J元調教師は、当時は家族ぐるみで交流のあったI調教師の妻に、「競馬法違反にはならないから」等と言って誘い、前記の馬主に代わって馬券の購入を依頼するようになった。

J元調教師とI調教師の妻との間では、騎手らの代わりに馬券を購入する手数料として、儲けの1割をI調教師の妻のものとするという取り決めがなされた。

I調教師の妻による代理購入は、平成28年ころまで続いた。

(エ) M元騎手の加入状況

L元騎手が、グループ購入にかかわった後、M元騎手が、馬券のグループ購入に加わった。なお、M元騎手から聞き取りができなかったため加入の時期については不明であるが、平成25年1月8日に笠松競馬場で初騎乗をしており、後述のN調教師（当時騎手）が馬券購入に関与するようになるころには既にグループ購入に関与していた。

M元騎手は、J元調教師、K元騎手、L元騎手らとともに令和2年6月頃まで馬券購入に関与していたとみられる。

(オ) N調教師の加入状況

N調教師（当時騎手）は、騎手をしていた平成25年ころからJ元調教師らに騎乗する馬の調子を聞かれて回答し、レース後、複数回、小遣いと称して1～3万円の現金を受領していた。

N調教師（当時騎手）は、J元調教師らに情報を提供し、金員を受け取るようになった当初から、J元調教師らが自分の情報をもとに馬券を購入しているとの認識があり、渡される金員が情報提供の報酬との認識があった。

そのうち、J元調教師（当時騎手）やL元騎手から提供される金員が、端数を含んだものとなり、またJ元調教師、K元騎手、L元騎手、M元騎手のいずれかから「このレース買ったから」等と

言われたことから、N調教師（当時騎手）は、J調教師らが自分も含めた形で、馬券グループ購入をしていることを知った。

もっとも、N調教師（当時騎手）は、自分も含めた形のグループで馬券を購入されていることを知った後も、J調教師らから渡される金員を受領し続けた。

平成27年ころ、不明な入金を不自然に思った妻の指摘により、馬券の購入が同妻の知るところとなり、これをきっかけにグループ購入とは決別した。

N調教師（元騎手）のグループ購入へのかかわりについては、自ら騎乗するレースに関する情報提供のみであり、馬券の買い目を決める相談には参加しておらず、具体的にグループでどのような馬券を購入していたのかも知らず、自らは積極的に購入を依頼したことはない旨供述している。

(カ) P騎手の加入状況について

P騎手は、平成26年ころから、L元騎手から馬の調子を聞かれ、調子が悪いときの話をしたレースの開催後、L元騎手から2～3万円程度の金員が手渡されるようになった。

P騎手は、当初、L元騎手から手渡される金員の趣旨について深く考えず受領していたが、その当時、すでにP騎手自身が、J元調教師（当時騎手）らが、グループで馬券購入しているのではないかと疑いをもっていた。

次第に、L元騎手から渡される金員がきりのいい数字でなく1000円単位の端数で渡されることもあるようになり、L元騎手からP騎手自身の分も含めてグループで購入していることをほのめかされたことで、J元調教師らが自分も含めた形で、馬券グループ購入をしていることを知った。

もっとも、P騎手は、自らが馬券の払戻金を提供されていることを認識した後も、金員を受領し続けた。

P騎手は、常にグループに組み込まれて購入されていたものではなく、馬の調子を聞かれたレースに関して、単発でグループ購入に組み込まれていた。

P 騎手の認識では、平成 27 年までまとまった額の払戻金の分配を受領し続け、J 調教師（当時騎手）が騎手から調教師に転身した後の平成 28 年には分配はほとんどなく、平成 29 年から平成 31 年にかけては数回分配金を受領した。

P 騎手のグループ購入へのかかわりについて、自ら騎乗するレースに関する情報提供のみであり、馬券の買い目を決める相談には参加しておらず、具体的にグループでどのような馬券を購入していたのかも知らず、自らは積極的に購入を依頼したことはない旨供述している。

(キ) 平成 28 年以降の状況

上記のとおり、平成 27 年には、O 騎手、N 騎手がグループ購入から脱退し、平成 28 年には I 調教師とその妻が脱退し、P 騎手の関与も少なくなったが、J 元調教師、K 元騎手、L 元騎手、M 元騎手の 4 名は、その後も、馬券購入を継続していたとみられ、時折、他の騎手を馬券購入に誘うこともあった。

エ 馬券の購入グループから金員の供与を受けた者について

馬券の購入グループから金員の供与を受けたと認められた者、及びその状況は、以下のとおりである。

(ア) A 調教師（元騎手）について

A 調教師（元騎手）は、当時騎手であった平成 27 年ころから、主に L 元騎手から、馬の調子等を聞かれ、レース後、L 元騎手から 1 回につき 1 万円、半年間にわたり、2 回ないし 3 回、金員を受領した。なお、A 調教師（元騎手）は、金員受領当時、L 元騎手が J 元調教師や K 元騎手らとともにグループで馬券購入をして利益を得ていることを知っており、上記の L 元騎手から渡される金員が馬券購入に関連した金員だということを認識していた。

(イ) R 騎手について

R 騎手は、平成 27 年ころ、調教師へと転身した J 元調教師（元騎手）から馬の調子を聞かれ、それに答えると、レース終了後、3～5 万円程度の金員を受領するようになった。平成 27 年 7 月から同年 12 月までの間で、R 騎手は、J 元調教師から合計で約 50 万円

の金員を受領した。

R 騎手は、J 元調教師（元騎手）から供与される金員を情報提供の報酬との明確な認識はなかったが、一方で、供与される金員が、単なる祝儀や謝礼等よりも頻度や額が多いことは認識していた。

(ウ) Q 騎手について

Q 騎手は、平成 25 年から平成 30 年までの間に、M 元騎手ないし L 元騎手から馬の調子を聞かれて、これに答えていた。

Q 騎手は、同期間内に、J 元調教師から「小遣いだからとっけ」等と強引に受領を求められる、L 元騎手を介して渡される、道具入れに置いてある等の方法で、1 回について 1～2 万円、平成 25 年から平成 30 年までの 5 年間で、合計約 10 万円の情報提供の謝礼とみられる金員を受領した。

また、Q 騎手は、これらの金員が情報提供の報酬であるとの認識まではなかったが、金員の提供を受けることをおかしいと感じていた。

しかし、J 元調教師や K 元騎手らとの関係が悪くなることを恐れ、受領していた。

Q 騎手は、供与された金員は使わずに保管している旨供述している。

(エ) S 騎手について

S 騎手は、平成 26 年ころ、J 元調教師から、不自然な騎乗を求められたことがあった。S 騎手としては、もともと着順に絡まないような馬だったので、不自然な騎乗をしたとの認識はないが、そのレースの後、L 元騎手ないし M 元騎手から、1 万～2 万円を受領した。

S 騎手は 2～3 回、渡される金員を情報提供や、不自然な指示に対する報酬との認識はなかったが、彼らに求められるまま、これらの供与される金員を受領した。しかし、何もしていないのに金員をもらうのはおかしいと思い、同人らから供与される金員の受領を拒否した。

その後、L 元騎手ないし M 元騎手から金員の供与をされることが

なくなった。

オ 令和3年3月11日の新聞報道

令和3年3月11日、J元調教師、K元騎手、L元騎手、M元騎手らに関するものと思われる馬券購入の事件について新聞報道があった。

報道内容は、大要以下のとおりである。

元調教師と3名の元騎手の4名は、共謀し、元調教師と同居する女性名義の口座を使いインターネットの馬券購入サイトに登録し、令和元年11月から令和2年6月ころに笠松競馬場で行われた183レースで1600万円分の馬券を購入し、1500万円の利益を得ていた。

また、元騎手の3名は、知人名義の口座を使い、インターネットの馬券購入サイトに登録し、令和元年9月から令和2年6月ころまでに笠松競馬場のレースの馬券を度々購入し、30万円を490万円に増やした。

なお、J元調教師、K元騎手、L元騎手、M元騎手に対しては、当委員会から書面を送付して聞き取り調査への協力を依頼したものの、応答がなく実施できなかった。

このため、上記新聞報道の真偽について当人らに確認することはできなかった。

カ 不正敗退行為の有無について

本件は、レースに出走する騎手らがグループとなって当該レースについて一定の馬券を共同で購入していた事案であり、当然のことながら騎手の不正敗退行為（競馬法第31条第3号）の存在が強くうかがわれた。

この点についても当委員会で調査をし、複数人から、騎手らによるいわゆる八百長があった旨の供述を得たが、それらのすべてが騎手らのレースを見たうえでの自己の評価にとどまるものであり、八百長を指摘するレースも一定のものではなかったことから、当委員会において、騎手らが不正敗退行為をしたとの事実を認定するには至らなかった。

(3) セクシャルハラスメントの常態化

当委員会が聞き取り調査を進める中で、当委員会に対し、セクシャルハラスメント（以下「セクハラ」という。）の被害申出があった。そのため、当委員会は、セクハラに関する事実の有無を調査対象に加え、以下のとお

り事実を認定した。

なお、セクハラ加害者として申告されているG調教師は、その事実を否認していることから、調査・事実認定の過程についても記載することとする。

ア 組合による調査・対応

(ア) 平成30年7月の調査・対応

当委員会がセクハラ被害の被害申告を受ける以前から、組合に対してもセクハラ被害の被害申出がされており、組合及び地全協は、以下のとおり一定の対応を行っていた。

地全協は、平成30年7月26日、G調教師に対し、笠松競馬場内で勤務する女性従業員等に対し、身体的接触や卑猥な言動といったセクハラ行為を繰り返したことが複数の関係者の証言により明らかとなったとして、嚴重注意とする「注意書」を交付した。

また、組合においても、同月31日、G調教師に対し、笠松競馬場内で勤務する女性に対しセクハラと思われる行為が複数回繰り返されていたことを確認したとして、嚴重注意とする「注意書」を交付した。

これを受けて、G調教師は、同日付けで、組合に対し、今度二度とセクハラ行為をしないことを約束するとともに、再びこれに反した場合には、組合のいかなる決定にも従う旨の「誓約書」を提出した。

(イ) 平成30年8月以降の調査・対応

平成30年8月以降も、度々、女性きゅう務員から組合に対し、G調教師からセクハラ被害を受けたとの被害申出があった。

組合は、都度、警察に相談していたが、G調教師に対して、事実確認を含む聴取や注意指導を行ったことはなかった。

令和2年9月29日及び同年10月1日には、組合が競馬法違反の疑いに基づく事実解明のためにきゅう舎関係者の面談、聞き取り調査を行った際、3名の女性きゅう務員から、G調教師から受けたとされるセクハラ被害の申出があった。これを受けて、組合は、令和2年10月2日に当該3名の女性きゅう務員の事情聴取を行い、

以下の申告を受けた。

組合は、これらの申告を受けた後も、G調教師に対して、事実確認を含む聴取や注意指導を行わなかった。

a Tきゅう務員の申告内容

平成30年8月にきゅう務員となって間もない頃から、現在まで、セクハラ被害が続いている。

被害の機会は、攻め馬及びレース開催のときである。

被害の場所は、装鞍所の中及びレース中の移動時のバス車内である。

被害の頻度は、不定期であるものの、月に1、2回であり、偶々、G調教師と居合わせたときである。

被害の内容は、身体的接触について、①手で臀部を触られる、②体を密着させられる、である。具体的には、装鞍所の騎手休憩室の前などに立っているときに、近寄ってきて手で臀部を触られる。レース中の移動時のバス車内では、わざと隣に座ってきて、「いい尻しとるな」、「触っていいか」、「触るぞ」等と言いながら、臀部を触られる。また、無言で体を密着させてくる。

言葉のセクハラについては、①大きな声で「いい尻しとるな」と発言する、②別のきゅう務員と交際していることを知りながら「昨日、(交際相手)とやったか」と性的な発言をする。

最後の被害は、令和2年4月から同年6月までの間で、装鞍所の騎手休憩室の前で、背後から近づいてきて臀部を触られたことである。

b Uきゅう務員の申告内容

平成24年3月にきゅう務員となり、数年前から、現在まで、セクハラ被害が続いている。

被害の機会は、レース開催のときである。

被害の場所は、レース中の移動時のバス車内である。

被害の頻度は、不定期であるものの、この2ヶ月弱で3回程度あり、従前も同程度である。

被害の内容は、レース中の移動時のバス車内で、①隣の席に座

ってきて、太腿を触られる、②後ろから肩や頭髪を触られる、である。

c Vきゅう務員についての申告

平成30年3月にきゅう務員となった。

被害の内容は、駐車場で顔を合わせたときに軽く臀部を触られる、である。

イ 当委員会による調査

セクハラ被害の被害申出にかかる加害者として名前が挙げられたのはG調教師1名であり、また被害者はいずれも女性であったことから、当委員会では、笠松競馬関係者の女性について、必要に応じて再度の聞き取り調査を行った。

また、聞き取りの過程で判明したセクハラ被害を目撃したと思われる者、セクハラ被害について相談を受けていた者についても、必要に応じて再度の聞き取り調査を行った。

その他、当委員会が組合職員に指示して、組合の女性職員、笠松競馬場に入出入りする業者の女性従業員等に対して、面談または電話による聞き取り調査をさせた。

ウ 調査・審議結果

(ア) セクハラ定義

セクハラとは、一般的に「相手方の意に反する性的言動」を指すとされ（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第11条第1項参照）、「性的な行動」（身体的接触）のほか、「性的な内容の発言」（セクハラ発言）も含まれる。

相手方の意に反する「性的な行動」（身体的接触）は、行為態様によっては、民法上の不法行為のほか、強制わいせつ罪や岐阜県迷惑行為防止条例違反（同条例第3条第2項—卑わいな行為の禁止）にも該当し得るものである。

また、相手方の意に反する「性的な内容の発言」（セクハラ発言）は、裁判例等（最一判平27・2・26参照）に照らすと、「社会通念に照らし、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」が該当すると考えられる。

(イ) 認定した事実

当委員会は、G調教師が地全協及び組合から「注意書」の交付を受け、組合に対して「誓約書」を差し入れた以降（平成30年8月以降）、少なくとも以下のセクハラ行為があったと認定した。

a 性的な行動（身体的接触）

・具体的な日時等は不明であるが、平成30年8月以降、レース時や攻め馬時に、度々、Tきゅう務員の臀部を触った。

・令和元年6月頃、レース開催中のバス移動の際、Uきゅう務員の隣に座り、同氏の足を開いて覗き込んだ（その際のUきゅう務員の着衣はズボンである）。

・令和元年夏頃、騎手控室において、出入り業者の従業員女性の手を、氷で冷たくなった手で握った。

・令和2年11月2日、レース開催中のバス移動の際、Uきゅう務員がバスの階段を上ろうとしたところで、後ろからUきゅう務員の臀部や腰部を触り、抱きついた。

・令和3年1月後半から2月後半の午前6時20分頃、攻め馬中に「寒いから」等と言いながらUきゅう務員に抱きついた。

・具体的な日時等は不明であるが、令和2年頃、Vきゅう務員の臀部を触った。

・令和2年7月頃、W騎手が馬に騎乗する際に、W騎手の臀部を触った。

b 性的な言動（セクハラ発言）

・具体的な日時等は不明であるが、平成30年8月以降、レース時や攻め馬時に、度々、Tきゅう務員の臀部を触った感触を周囲に聞こえる大きさの声で発言した。

・令和元年夏頃、騎手控室において、出入り業者の従業員女性がいる状況で、周囲に聞こえる大きさの声で、他の調教師と「どこそこの女とセックスした」、「何でもさせてくれる」等の会話をした。

・令和2年頃、Vきゅう務員に対して、「いつ抱かせてくれるんや」、「トイレでいいでやらせろ」、「3秒で済むで」等の発言をした。

また、Vきゅう務員の夫に対して、「嫁を一晩貸せ」等の発言をした。

- ・令和2年10月から令和3年1月のレース開催中に、騎手控室において、出入り業者の従業員女性らに対し、「胸や足の上に顔を埋めさせてくれ」、「触らせてくれ」等の発言を繰り返した。

- ・具体的な日時等は不明であるが、令和2年以降、W騎手に対し、「お前のお母さんとデートさせろよ」、「お前のお母さんと1回寝させろよ」、「お前のお母さんいつ抱かせてくれるんや」等の発言を繰り返した。

- ・具体的な日時等は不明であるが、令和2年以降、W騎手に対し、「太っている」等の容姿を揶揄する発言をした。

なお、一部の被害申出者は、G調教師から受けたセクハラ被害によって、精神的ダメージを受け、心身の状態に変調をきたしている旨を訴えた。

(ウ) 認定した理由

G調教師は、当委員会に対して、平成30年8月以降はセクハラ行為をしないよう気を付けるようにしており、卑猥な言葉は発したかもしれないが、身体的接触はしていない旨を述べた。また、平成30年7月31日付けで組合に差し入れた「誓約書」について、書けと言われたから書いただけであって、身体的接触については認めていない等と述べた。

しかし、上記の性的な行動（身体的接触）のうち2つについては、それぞれ異なる1名を目撃者の証言があり、また目撃者のいない性的な行動（身体的接触）行為についても、各被害申出者から具体的かつ迫真的な供述がなされているうえ、3名については当委員会による調査以前から、組合に対して同様の被害申出がなされていた。

また、当委員会が直接聞き取りを行った中で7名、当委員会が組合職員に指示して面談または電話による聞き取りを行った中で5名（前記7名との重複を除く。）から類似した態様の被害申出が確認されている。

なお、セクハラ被害申出を行った者、セクハラ行為を目撃した者

らについて、殊更にG調教師を陥れるための虚偽の供述をする動機は、当委員会における調査の限りにおいては認められなかった。

以上からすれば、被害申出にかかる供述は十分に信用できると判断した。

(エ) 評価

G調教師は、平成30年8月以降もセクハラ行為を繰り返し行っていたと認められる。

そして、G調教師のセクハラ行為は、①行為態様として、身体的接触によるものが認められるうえ、発言内容も直接的に性行為を連想させる卑猥なものを含み、②行為の継続性として、日常的かつ継続的に、不特定多数の女性に対してなされ、③従前の経緯として、平成30年7月に組合及び地全協から「注意書」の交付を受け、自らも「誓約書」の提出を行っていたにもかかわらず、その後も大きな変化なくセクハラ行為に及んでおり、④結果発生として、一部の被害申出者には、相当の精神的ダメージが認められることからすれば、相当長期間にわたって常態化していたものと言わざるを得ず、悪質性は高い。

一方、G調教師には、自らの行為が悪質性の高いセクハラ行為に該当するとの認識を有しているとは認められなかった。

第4 原因

1 法令遵守意識の欠如

当委員会が認定した笠松競馬における不適切な事案（所得税の申告漏れないし過少申告・競馬法違反による馬券購入・セクハラ問題）は、すべて各個人が法規範に違反することによって生じたものであり、当該個人に法令遵守意識の欠如が認められることは言うまでもない。

しかるところ、所得税の修正申告の問題に関しては、その関係者合計14名に対し、平成30年から令和2年の間に、所得税の申告漏れないし過少申告が指摘された。このうち、馬券購入に関連した所得の不申告で以外でも、売上の除外や売上高の圧縮・必要経費の水増し等による事業所得の圧縮、あるいは一時所得や雑所得の無申告により、結果として申告所得額を減少させ

る行為を行った者が10名おり、その修正所得金額は合計約2億円に及んでいた。

騎手らによる馬券に関しても、少なくとも8年間という長期間にわたり、最大8名の騎手がグループで馬券購入をしていた。

セクハラ行為に至っては、過去に嚴重注意を受けているにもかかわらず、2年もしないうちに再び行為に及んでいた。

笠松競馬における法令遵守意識の欠如は、もはや個人に帰着することを超えて、競馬場関係者全体に及んでいたといわざるを得ない。

2 公正な競馬を担う者としての自覚の欠如

騎手らの馬券購入事件の調査に際しては、当初、馬券さえ購入していなければ罪は軽いと考えたのか、「情報の提供をして金員はもらったが、馬券購入はしていない。」等と弁解する者が多くいた。正にこの考え方が、騎手らにおいて公正な競馬を担う者としての自覚が欠如していたことの表れである。

騎手は、互いに公正に競走する責務を担っていることは当然であり、さらに進んで、一般市民の目線からも公正と認められるような競走をすることが責務である。そして、公正な競馬に対する社会の信頼は、騎手が単に馬券を購入した場合よりも、騎手が競走に関連して情報提供を行い、その対価を得た場合に、より大きく害されるといえる。

本件において、馬券購入に関連した騎手らには、自らが競走の公正に対する社会的な信頼の対象であるとの自覚が欠如していた。

このことが、騎手ら同士で安易に情報のやり取りさせることになり、それが馬券購入を容易にし、また安易に情報提供の対価とみられる金員を受領することの原因となっている。

所得税の過少申告、セクハラ問題においても、程度は異なるものの同様である。

一般の市民の目線から見て、「不公正ないし不正」な人間が、「公正」な競馬を実施できるのか疑問に思うことは当然である。

今回、問題を起こした各人に競走の公正に対する社会的な信頼の対象であるとの自覚が欠如していたことは、徹底的に糾弾されるべきである。

3 組合の怠慢

騎手らのグループでの馬券購入に関していえば、これほどまでに長期間にわたって多人数の関与を許した原因の一つは、組合の怠慢である。

組合は、自らが策定した、調整ルームへの携帯電話の持込禁止のルールすら、長期間にわたり徹底しておらず、また本件問題発覚前は調整ルームから騎手が抜け出すことも頻繁に行われていたとみえ、怠慢としか言いようがない。

これはインターネット購入の匿名性の問題等を論じる以前の問題である。組合が定められたルールさえ厳格に徹底していたならば、事件を防ぐことができたはずである。

確かに、最も責められるべきは馬券を購入した張本人である。しかし、そもそも競馬は射幸行為であり、その実施には、常に不公正や不正が入り込みやすいという前提がある。このような前提からすれば、漫然と何もしないことは、不公正や不正を助長することと同義である。

このような組合の怠慢さが、関係者の遵法意識の欠如を醸成する要因となり、馬券のグループ購入を跋扈させる要因となった。

また、このような組合自身の怠慢な態度を見れば、組合に違法行為を申告しても何も対応しないだろうとの信頼の低下をもたらし、これが違法行為の申告をとどまらせ、発覚の遅れにも繋がった。

実際に、多くの者が、かなり以前から騎手らが馬券を購入しているとの疑いをもってしたが、その疑いを組合に報告することなく、そのままにしていた。組合に対する信頼の低下を示す事実である。

第5 関係者の処分について

1 処分についての考え方

(1)馬券購入に関連しない所得について所得税の修正申告した者に対する処分についての考え方

一般の市民の目線から見て、「不公正ないし不正」な人間が、「公正」な競馬を実施できるのか疑問に思うことは当然である。

そこで、意図的、ないし意図的なものであると同視できる程度に過失が大きく、また過少申告の悪質性の度合いが大きい修正申告者は、競馬の公

正な実施に対する公衆の信用を失墜させており、競馬の健全な施行に著しい悪影響を及ぼす非行があったものとして、処分を要するというべきである（岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則（以下「規則」という。）第72条第1項第7号）。

もともと、所得税の過少申告は、競走に直結するものではないことから戒告程度を相当とし、また当該非行は金銭的利益を伴うことから一定の賞典停止の措置をとることが妥当である（規則第72条第2項）。

この観点で、処分を要するものは、B調教師、C調教師、E調教師、A調教師、G調教師の5名である。

(2)馬券のグループ購入に関与した者に対する処分についての考え方

馬券のグループ購入は、競馬に出走する数人の騎手が相談して馬券の買い目を決めて購入し、払戻金を分配していた事案である。

馬券を購入している者と知りつつ騎乗する馬の調子について情報を提供し、その報酬を受け取った者は、競馬法上の収賄罪（競馬法第32条の2）に該当し、これを供与した者は贈賄罪（競馬法第32条の4）に該当し、また行政処分の対象となる（規則第67条第5号、同条第12号）。

騎手らの馬券購入は、直接的には、馬券購入の禁止（競馬法第29条第8号）に違反し、罰金刑以上の刑に処せられた場合には行政処分の対象（規則第67条第15号）となるものである。もともと、仮に馬券購入について罰金刑以上の刑に処せられた者でなくとも、本件のように出走する騎手が共同で一定の馬券を購入した場合には、競走馬の体調を十分知悉し、自らが出走する競走の結果を左右できる立場にある騎手らが、自らが出走するレースに関して相談したうえで馬券を購入していたという点で、馬券購入の禁止（競馬法第29条第8号）が本来想定していた以上に競走の公正に対する社会的な信頼を毀損しているといえる。

当然のことながら、このような馬券購入が行われた場合には、騎手らが購入した馬券の払戻金を得るために不公正な競走を行ったのではないか、という疑念を強く生じさせ、たとえ競走自体が公正に行われたとしても、競走に関する公正に対する社会の信頼の害される度合いは、競馬法上の贈収賄罪（競馬法第32条の2）が実行されたのと同様か、それ以上といえる。

したがって、馬券購入禁止に関して罰金刑以上の刑に処せられなかったとしても、厳正に処分すべきである（規則第72条第1項第7号）。

(3) 馬券の購入グループから金員の供与を受けた者に対する処分の考え方

馬券のグループ購入に関連した金員の提供を受けた者は、相手が馬券を購入しようとしている者であることを知りつつ情報を提供し、その報酬の趣旨で金員を受領したのであれば、競馬法上の収賄罪（競馬法第32条の2）に該当し、これを供与した者は贈賄罪（競馬法第32条の4）に該当し、また行政処分の対象となる（規則第67条第5号、同条第12号）。

情報提供を求める者が、馬券を購入している者であるとの認識を欠いていたとしても、騎手が他の騎手や所属調教師以外から金員の供与を受けた場合には、当該騎手が供与される利益の影響によって不公正な騎乗をしたのではないかとの疑念を抱かせるため、競馬の公正を害する誘惑であり、直ちに所属調教師及び管理者にその概要を報告しなければならない（指示事項1 管理者指示事項5. 騎手に関する指示（3））。情報を求めるものが馬券を購入しているとの疑いがある場合にあってはなおさら、金品の贈与を受けることはあってはならない（指示事項1 管理者指示事項5. 騎手に関する指示（4））。このように、情報の提供を求める者が馬券の購入している者であるとの認識を欠いていた場合や、疑いに過ぎない場合であっても、騎手が金員の供与を受けることは、公正な競走に対する信頼を害するから、競馬の健全に著しい悪影響を及ぼすものといえる（規則第72条第1項第7号）。

したがって、行政処分の対象とすべきである。

(4) 馬券のグループ購入に関与した者または購入グループから金員の供与を受けた騎手が所属する調教師に関する処分の考え方

調教師はその所属する騎手に対して競馬の公正を害することのないように指導監督する義務がある（規則第92条）。

笠松競馬で行われた騎手らによる馬券購入は、遅くとも平成24年から令和2年までの間、その構成員を変化させながら長期間にわたり行われていたものであり、これら馬券購入に関与した騎手が所属する調教師においては、その指導監督について不十分であったといわざるを得ない（規則第72条第1項第2号）。

また、金員を受領したに過ぎない騎手を所属させている調教師についても、騎手の調教師や組合に対する報告義務を徹底していなかったものとして、指導監督について不十分であったといわざるを得ない（規則第72条第2号、指示事項1 管理者指示事項5. 騎手に関する指示（3））。

(5) セクハラ行為に関する処分の考え方

セクハラ行為について、その撲滅のために厳正な態度で臨むことは、もはや社会一般の常識となっている。

競馬の健全な施行には、関係者が安心して施行に関与できることを含むものであり、セクハラ行為をした者に対しては、競馬の健全な施行に著しい悪影響を及ぼすものとして行政処分の対象となるというべきである。（規則第72条第1項第7号）

2 各人に対する処分意見

(1) 騎手

ア K元騎手について

K元騎手は、馬券のグループの中心的存在であり、遅くとも平成24年から令和2年6月までの間、馬券のグループ購入の中心的存在であり続けた。

K元騎手は、多数回にわたって他の騎手からの情報提供に対して謝礼の趣旨で金員を供与するとともに、平成28年以降も、積極的に他の騎手をグループ購入に誘い、グループの維持や継続を図った。

考えうる最も厳しい処分を要する。

イ L元騎手、M元騎手について

J元調教師、K元騎手らとの関係では従属的な側面があり、グループ購入に関与した期間は若干短いものの（L元騎手は8年、M元騎手は6年）、馬券購入グループの核となった存在であり、馬券購入のために、他の騎手に対して積極的に情報の収集を行って情報提供料を渡すなど、グループでの馬券購入の維持・継続に重要な役割を果たした。

考えうる最も厳しい処分を要する。

ウ O騎手について

O騎手は、馬券を購入しようとしていたJ元調教師らに対し、自分が

騎乗予定になっていた競走に関して、馬に関する情報提供をし、その報酬と知りつつ金員を受領していた。情報提供の報酬と知りつつ金員を受け取った行為は、競馬法上の収賄罪に該当する行為である。

また、O騎手は、平成24年ころから平成27年ころまで、4年間にわたり、馬券をグループで購入していた。その関与は、他のメンバーが決めた馬券の購入に一口参加する、という消極的なものではあったが、馬券のグループ購入の競走の公正に対する社会的信用に対する影響は前述のとおりであり、馬券を購入していた期間も長い。

購入するグループの中にあっては従属的であったこと、平成27年ころ、自らの意思でグループ購入から脱退し、その後は馬券購入にかかわっていないこと、当委員会の調査に対して事実を正直に話し、反省している点を考慮しても、非常に厳しい処分を要するといわざるを得ない。

エ P騎手について

P騎手は、情報提供の報酬という認識はなかったが、馬券のグループ購入のメンバーと疑われる者から、社会的な儀礼の範囲を超える金員を供与されながらも漫然とこれを受領し、組合や所属調教師に報告しなかった。

また、同人は、平成26年ころから、自らの認識のないままグループでの馬券購入に組み込まれたが、自らがグループでの馬券購入に組み込まれていることを認識した後も、分配を受領し続けた。分配を受領する頻度は減少したものの、平成31年までグループによる馬券購入の分配を受領しており、グループでの馬券購入に関与した期間は長い。なお、馬券のグループ購入の競走の公正に対する社会的信用に対する影響は前述のとおりである。

同人のグループ購入へのかかわりが情報提供のみであり、グループ購入された馬券の買い目も知らないという受け身な面があったとしても、馬券購入のためと知りつつ情報提供をし、金員を受領すること自体、いろいろに該当する。

非常に厳しい処分を要するといわざるを得ない。

オ R騎手について

R騎手は、情報提供の報酬という認識はなかったが、半年間にわたり、

通常の注意をもってすれば、明らかに社会的な儀礼の範囲を超えると分かる金員を、複数回供与されながら漫然とこれを受領し、組合や所属調教師に報告しなかった。

騎乗停止以上の重い措置を要する。

カ Q 騎手について

Q 騎手は、馬券購入が疑われる者から、情報提供の報酬とみられる金員を受領した。もっとも、Q 騎手自身において、当該金員が情報提供の報酬であるとの認識をもっていたとまでは認められなかった。

金員を受領したのは、5年の間に、1回について1～2万円、合計10万円程度であり、頻度及び額は比較的少ない。

また、Q 騎手は、J 元調教師やK 元騎手の影響をおそれて、情報提供に応じ、金員を受領せざるを得なかったとの同情の余地もある。

しかし、競走の公正に重大な影響を有する騎手という立場からして、長期間にわたり、複数回金員を受領していたにもかかわらず、その事実を組合や所属の調教師に対して報告をしなかった点は、落ち度があるといわざるを得ない。

騎乗停止以上の重い措置を要する。

キ S 騎手について

S 騎手は、馬券購入が疑われる者から不自然な騎乗を指示された後に、そのレースの終了後、やはり馬券購入が疑われる者から金員を受領し、組合に報告をしなかった。

もっとも、金員を受領した回数は2～3回、受け取った金額も1～2万円と少なく、供与される金員の趣旨についても情報提供ないし不正な指示の対価という明確な認識はなかった。また、すぐに自らおかしいと感じて供与を断っている。

しかし、競走の公正に重大な影響を有する騎手という立場からして、回数、金額は少ないながらも、趣旨不明確な金員を複数回受領したにもかかわらず、その事実を組合や所属の調教師に対して報告をしなかった点は、落ち度があるといわざるを得ない。

少なくとも騎乗停止の処分を要する。

(2) 調教師

ア J元調教師について

J元調教師は、馬券のグループの中心的存在であり、遅くとも平成24年から令和2年6月までの間、馬券のグループ購入の中心的存在であり続けた。

J元調教師は、多数回にわたり他の騎手からの情報提供に対して謝礼の趣旨で金員を供与するとともに、平成28年以降も、積極的に他の騎手をグループ購入に誘い、グループの維持・継続を図っている。

考えうる最も厳しい処分を要する。

イ I調教師について

I調教師は、馬券を購入しようとしていたJ元調教師らに対し、自己が騎乗予定になっていた競走に関して、馬に関する情報を提供し、その報酬と知りつつ金員を受領していた。情報提供の報酬と知りつつ金員を受領した行為は、競馬法上の収賄罪に該当する行為である。

また、同人は、平成24年ころから平成28年ころまで、5年間にわたり、馬券をグループで購入していた。その関与は、購入馬券の相談に参加する等消極的なものとは言えず、また平成25年ころからは、J元調教師から馬券の代理購入を依頼された妻とともにグループでの馬券購入にかかわり、その維持・継続に深く寄与した。馬券のグループ購入の競走の公正に対する社会的信用に対する影響は前述のとおりであり、馬券を購入していた期間も長い。

J元調教師、K元騎手、L元騎手、M元騎手らとの比較においては、グループ内で従属的な地位にあった面も見られること、平成28年に自ら妻とともにグループから脱退し、その後は馬券の購入にかかわっていないこと、自ら強く反省し悔悟していること、当委員会の聞き取りにおいて早期にすべてを話して調査に協力したことにより事実の一層の解明に繋がったこと、等を考慮しても、非常に厳しい処分を要するといわざるを得ない。

ウ N調教師について

N調教師は、馬券を購入しようとしていたJ元調教師らに対し、自己が騎乗予定になっていた競走に関して、馬に関する情報を提供し、その

報酬と知りつつ金員を受領していた。情報提供の報酬と知りつつ金員を受領した行為は、競馬法上の収賄罪に該当する行為である。

また、同人は、平成25年ころから平成27年ころまで、2年間にわたり、馬券をグループで購入していた。グループでの馬券購入の期間は比較的短く、グループ購入における関与については、受け身であったことが認められるが、自身が馬券購入に組み込まれていることを知った後も、それを組合ないし所属調教師に報告することなく、分配を受領していた。馬券のグループ購入の競走の公正に対する社会的信用に対する影響は前述のとおりである。

平成27年に自らグループ購入から縁を切り、その後は馬券の購入にかかわっていないこと、事実を正直に話して強く反省し、悔悟していることを考慮しても、なお非常に厳しい処分を要するといわざるを得ない。

エ A調教師について

(ア) 情報提供料の件

A調教師は、騎手であった時期に、馬券を購入しようとしていたJ元調教師らに対し、自己が騎乗予定になっていた競走に関して、馬に関する情報を提供し、その報酬と知りつつ金員を受領していた。情報提供の報酬と知りつつ金員を受領した行為は、競馬法上の収賄罪に該当する行為である。

同人が、情報提供の報酬を受領したのは、半年間の間に2回～3回、金額も1万円であり、期間は短く、頻度・金額も少ないものであった。

しかし、同人は、当委員会の聞き取りに対して、当初、虚偽の事実を述べ、調査に非協力的であった。

(イ) 修正申告の件

A調教師は、3年間にわたり収入の申告漏れを生じさせた。

原因は、本人の認識不足と、他人に経理を任せきりにしたことによって生じたものであり、意図的ではないが、過失は小さいとはいえず、その額の合計も1353万1232円であって少なくない。

(ウ) 結論

厳しい処分が必要と言わざるを得ない。

オ G調教師について

(ア) 修正申告の件

G調教師は、平成28年から平成30年まで、実質は自らの事務により収入を受け取っていたのに、意図的に妻の収入として取り扱い、自身の所得として申告しなかった。

G調教師が同期間内(3年間)に申告しなかった額の合計は、1494万5174円であり少なくない。

(イ) 所属騎手の監督義務違反

所属のK元騎手は、馬券のグループ購入に全期間8年間にわたってかかわり、大きな金銭的な利益を上げていたとみられ、考え得る最も重い処分を要する不正を行っている。

指導監督が著しく不十分であったと認められる。

(ウ) セクハラ行為に関する件

G調教師は、平成30年8月以降もセクハラ行為を繰り返し行っていたと認められる。

また、前述のとおり悪質性も高い。

(エ) 結論

調教停止以上の重い処分を要する。

カ B調教師について

(ア) 修正申告の件

過少申告を、7年間という長期間にわたり意図的に行っており、その額も合計5055万2297円と大きい。

(イ) 所属騎手の指導監督義務違反

また、所属のM元騎手は、馬券のグループ購入に7年間という長期間にわたってかかわり、大きな金銭的な利益を上げていたとみられ、考え得る最も重い処分を要する不正を行っている。

指導監督が著しく不十分であったと認められる。

(ウ) 結論

戒告、賞典停止が相当。

キ X調教師について

所属のL元騎手は、馬券のグループ購入に7年間という長期間にわ

たってかかわり、大きな金銭的な利益を上げていたとみられ、考え得る最も重い処分を要する不正を行っている。

指導監督が著しく不十分であったと認められる。

戒告、賞典停止が相当である。

ク C調教師について

(ア) 修正申告の件

過少申告を、7年間という長期間にわたり意図的に行っており、その額も合計2466万5522円と大きい。

(イ) 所属騎手の指導監督義務違反

所属するS騎手が、馬券購入の疑われる者から趣旨が不明確なまま複数回金員を受領していながら、これを所属の調教師や組合に報告していなかった。かような金員を受け取った際の所属騎手に対する報告義務の徹底に落ち度があったものとして、指導監督が不十分であり、この点についても処分を要する。

(ウ) 結論

戒告、賞典停止が相当である。

ケ E調教師について

(ア) 修正申告の件

過少申告を、7年間という長期間にわたり意図的に行っており、その額も合計3841万9124円と大きい。

(イ) 所属騎手の指導監督義務違反

所属するQ騎手は、情報提供の報酬とみられる金員を5年間にわたり10回ほど受領しており、これを所属の調教師や組合に報告していなかった。かような金員を受け取った際の所属騎手に対する報告義務の徹底に落ち度があったものとして、指導監督が不十分であり、この点についても処分を要する。

(ウ) 結論

戒告、賞典停止が相当である。

コ Y調教師について

所属のO騎手は、平成24年から平成27年まで馬券をグループ購入しており、非常に厳しい処分を要する重い不正を行っている。

指導監督が不十分であり、戒告、賞典停止が相当である。

サ Z調教師について

所属のP騎手は、平成26年から平成27年まで馬券をグループ購入しており、また回数は少ないながら平成27年以降も情報を提供して報酬を受領しており、非常に厳しい処分を要する重い不正を行っている。

指導監督が不十分であり、戒告、賞典停止が相当である。

シ β調教師について

所属のR騎手は、半年間にわたり、通常の注意をもってすれば、明らかに社会的な儀礼の範囲を超えると分かる金員を供与されながら漫然とこれを受領しこれを所属の調教師や組合に報告していなかった。かような金員を受け取った際の所属騎手に対する報告義務の徹底に落ち度があったものとして、指導監督が不十分であり、この点について処分を要する。

戒告、賞典停止が相当である。

第6 組合の対応に対する検証

1 騎手を中心とする馬券購入事案に関連して

騎手を中心とする馬券購入事案に関連して組合において取られた対応策並びに実施状況については別紙のとおりである。

対応策の内容については、おおむね肯定できる。

また、進捗についても問題がないことを確認した。

もっとも、本件が、組合における規則執行の怠慢が原因の一つとなっており、怠慢さからくる信頼の低下が違法行為の跋扈を許したことを考え合わせれば、組合としては失った信頼の回復のためにより厳格に公正な競走を目指す態度を示すべきである。

また、別紙の対応策は、組合が関係者に対して行う措置ばかりであり、別途、関係者が主体的に公正確保の一員として自覚できる措置が必要である。

また、今回の馬券購入においては、多くの者がその存在に疑いを持っていたが、組合においてその事実を補足できなかったことについての対策も講じるべきである。

さらに、今回の馬券購入においては、騎手の家族が代理購入にかかわっていることから、競馬場関係者の同居の家族に対しても競馬に関する違反事項についての周知、徹底を図るべきである。

2 セクシャルハラスメント事案に関連して

組合は、平成30年7月に、G調教師に対して書面でセクハラ行為に関する注意書きを交付し、同人に対して「誓約書」の提出を求めたが、その後、セクハラ被害申告に対して、被害者から事情を聴取し、裏付けとなる証拠の有無を確認するのみで、格別被害者の調査に関する意向を確認することなく、G調教師に対して積極的な事情の聴取・確認なども行っていない。

上記の誓約書の提出後も、G調教師によるセクハラ被害の申告があったことからすれば、組合の従前の対応に抑止効果が認められなかったことは明らかである。

この点、組合は、G調教師のセクハラ行為について、警察に対する被害届や告訴が可能となる程度の確実な証拠収集を主眼に置いて対応していたものとみられる。

しかし、セクハラ被害の被害申出の申出内容は継続的なものであり、申出者の中には、現に相当の精神的ダメージを受けている者がいたのであり、上記の組合の姿勢では、被害者に対する配慮を欠いていた。

組合は、セクハラ被害の被害申出があれば、被害者の意向に配慮しつつ、被害者が報復の恐れなどを懸念する場合にはできるだけ措置をとった旨安心させるなどし、速やかにG調教師から聞き取り調査を行う等の積極的な対応が必要であったと考える。

なお、組合と調教師、組合ときゅう務員、組合と出入り業者の従業員等との間には、それぞれに雇用関係がなく、いかなる根拠に基づいて組合が介入し得るのかについて問題があるが、笠松競馬場内で起きたセクハラ行為に関しては、組合施設管理権の一環として、組合が積極的に介入して、事実関係を調査し、調査結果に応じた対応を取ることも可能であったと考える。組合は、このような積極的な対応を取ることによって、G調教師に対する抑止効果を図るべきであった。

第7 提言

当委員会は、本調査を踏まえ、再発防止策として、以下のとおり提言する。

1 所得税の申告漏れ・過少申告の再発防止に関する提言

競馬場関係者において、年に数回、定期的に帳簿作成方法や収益・必要費用の認識についての研修会、或いは納税モラル等の意識改革に関する研修会等を専門家や税務署等を活用して行い、特に確定申告前においては確定申告に関する研修会等を行うべきである。

今回の税務関係調査は、競馬法令等違反の全容解明に寄与することを目的として行ったが、これとは別に、売上除外や売上高の圧縮・必要経費水増し等による事業所得の所得圧縮、或いは一時所得や雑所得の無申告により申告所得税額等を結果として減少させる行為を行った者が10名(競馬法違反者2名を含む)おり、またその修正所得金額の合計額は約2億円にも及んでいた。このことは、ばれないであろうという安直な考えや法令・納税意識の欠如によるものであり、大変悪質な問題であると考えます。そこで、再発防止策として上記の提言をする。

2 不適切な情報提供、馬券購入に関する再発防止に関する提言

(1) 組合が信頼される公正な競走を実施するための措置

ア 調整ルームにおける騎手の外出許可の厳格化

外出についての厳格化を図るため、外出を申し出る者に対して、外出先、理由及び期間等を所定の用紙に記入して申請させた上で、警備員等を付き添わせて外出させるべきである。

騎手が合宿期間中に調整ルームから外出することは、やむを得ない事情がある場合に管理人(舎監)の許可を得ることによって認められている(笠松競馬調整ルーム管理要綱第8条)。しかし、調整ルームと外部の交通の容易さが、馬券購入を許した背景にあることを踏まえ、その運用にあたっては厳格なものとするべきである。

イ 調整ルームにおける遵守事項について意識向上

調整ルームを使用するうえでの遵守事項について、定期的に研修会を開催し、また研修資料を配布することによって、常に騎手に認識させるとともに、意識向上を図るべきである。

調整ルームの遵守事項は、上記管理要綱及び管理者指示事項において定めがあるが、管理要綱や管理者指示事項においては、騎手宛でない遵守事項も含まれており、分かりにくいものとなっている。そのため、端的に騎手宛の遵守事項を抜き出して分かりやすく示し、周知徹底する必要がある。

ウ 調整ルーム入室時における検査体制の拡充

騎手らに対しては、調整ルームへの入室の都度、金属探知検査を実施して、検査体制をより厳格なものとするべきである。

従前、騎手が調整ルームに入室する際に実施される金属探知機を用いた身体及び手荷物検査は、レース開催初日前日の入室時のみとされていた。しかし、騎手らが馬券購入する場合は、必ず外部の協力者を必要とする。とすれば、いつ何時であっても、外部協力者の協力で、調整ルーム内に通信機器が持ち込まれるとの可能性を排除できず、入室の際の検査は、都度行うべきである。

エ 監視カメラ及び音声録音装置の増設による監視体制の強化

再発防止に係る監視設備を充実させることにより、監視体制の強化を図るべきである。具体的には、装鞍所等の業務エリアにおける監視カメラ及び音声録音装置の設置場所を再検討するとともに、増設箇所を定め、同エリアにおける監視設備の死角をなくすべきである。

オ 組合職員の意識向上

組合職員に対して、定期的に競馬関係法令に関する研修会を実施し、競馬主催者職員としての意識向上、及びきゅう舎関係者を指導するうえで身につけておくべき知識の習得を図るべきである。

(2) 競馬場関係者において、自らが主体的に公正確保の一員であるとの自覚を促す措置

ア 誓約書の徴求

不適切な情報提供を排除するため、笠松競馬関係者全員から、賄賂の收受を問わず、業務において知り得た情報を第三者に情報提供をしない旨の誓約書を徴取すべきである。

また、きゅう舎関係者からは、きゅう舎関係者間でも競走の安全のために必要不可欠な情報以外は情報交換をしない旨の誓約書を徴取し、きゅ

う舎関係者における内部情報の取扱いに関する意識改革を図るべきである。

イ 研修等の実施

きゅう舎関係者に対して、定期的に研修等を実施することにより、不適切な情報提供が、本件のように競馬法上の贈収賄罪（競馬法第32条の2）、あるいは馬券購入の禁止（競馬法第29条第8号）に繋がる行為であることを周知徹底させるべきである。

(3) 早期に違反事実の端緒を得るための措置

競馬の公正を害する不正行為及び信用失墜行為等について、誰もが容易に通報でき、通報者が不当な扱いを受けることのないように配慮された公益通報者制度を新たに設立すべきである。

今回の事案では、多くの者が馬券のグループ購入の疑いを持っていたが、確証がなかったこともあり、身内意識や、先輩後輩の関係であるとの関係に配慮をして、組合に報告することを控えていた。組合が、早期に違法行為の端緒をつかむことは、予防においても重要であり、かかる措置をとるべきである。

(4) 同居親族に対する措置

きゅう舎関係者の同居親族に対して、定期的に研修会の開催、あるいは研修会資料の提供等を行うことにより、競馬関係法令における競馬関係者の遵守事項についての理解を深めさせ、同居親族を含めた意識改革を図るべきである。

今回の事案では、外部協力者として同居の親族がかかわっていた。同居親族まで含めた遵守事項の周知徹底が必要である。

(5) 騎手らによる自ら出走する競走について、馬券を共同購入した場合における罰則の新設について

組合は、本件の騎手らによる、自ら出走するレースにおけるグループでの馬券購入を踏まえ、当該事案における状況を端的に構成要件とする罰則を制定し、また立法化についても働きかけを行うべきである。

本件で、笠松競馬で見られた騎手らによる馬券購入は、レースに出走する騎手らによって談合して一定の馬券を共同で購入するという態様であった。

このような事案にあっては外部者の目から見れば、騎手らが金銭的な利益

を求めて不正に着順を操作するとの疑いが拭い去れず、単に競馬関係者が馬券を購入したという以上の競走に対する社会的な信頼に対する破壊がある。

その程度は収賄罪と同等かそれ以上である。このような事案を、収賄罪として補足することが可能な場合もあるかもしれないが、収賄罪が成立するためには、馬券購入に関連して情報の提供があることが要件となっており、馬券購入グループ全体を補足できるか疑問である。

端的に、そのレースを左右する地位にある騎手が自ら出走するレースについて馬券を購入していることが、公正な競走に対する信頼を破壊する根本であり、情報提供の有無を云々するのも迂遠である。そして、複数の騎手が同時に一定の馬券を購入していればいるほど、信頼を破壊する度合いは大きい。

よって、今回の事案を踏まえ、新たな罰則の設立、立法化が必要である。

3 セクハラに対する対策

(1) セクハラが起きない環境づくり（職場環境の見直し、意識改革）

組合、調騎会、きゅう務員会が協働して、それぞれ又は相互にセクハラが起きない環境づくりを徹底させるべきである。

G調教師のセクハラ行為は、相当以前から、継続的に行われていたところ、これらの行為を複数人が目撃し、また被害相談を受けていたにも関わらず、加害者が調教師という立場であることに対する遠慮や、人間関係が悪化することへの懸念等を理由として、笠松競馬全体に、G調教師のセクハラ行為に対する「慣れ」や「黙認」の雰囲気醸成されていたと思われる。

そのため、今後は、笠松競馬の関係者全員に、セクハラ行為は許されないものであるとの意識を徹底させるべきである。

(2) 研修制度の導入

組合、調騎会、きゅう務員会に所属するすべての者に対して、定期的にセクハラ防止に関する研修の受講を義務付けて実施すべきである。

(3) 相談苦情処理窓口の設置、周知

セクハラを含めた笠松競馬場内で生じ得る不適切事案について、専用の相談苦情処理窓口を設け、同窓口の存在の周知を徹底すべきである。

(4) 規定等の整備

組合、調騎会、きゅう務員会が協働して、セクハラを含めた不適切事案に関する情報を共有するとともに、各組織内において柔軟に懲戒権や処分権を行使できる体制づくりを行うべきである。

なお、組合には、平成30年4月1日から施行されている「岐阜県地方競馬組合職員のハラスメント防止等に関する要綱」（以下「ハラスメント防止要綱」という）があり（令和2年4月1日一部改正）、同年7月には、セクハラ・パワハラ・ストーカー等の防止に向けた啓発チラシを、組合職員、調騎会、きゅう務員会それぞれが関係者全員に配布している。

しかし、ハラスメント防止要綱は、その適用範囲が組合職員間の問題に限られており、本件のように調教師ときゅう務員、調教師と組合職員、調教師と出入り業者従業員等との間の問題には適用できない。

また、調騎会にも、平成30年3月から施行されている「岐阜県調騎会会則」（以下「調騎会会則」という）があるものの、セクハラ行為の防止に特化した規定はなく、制裁に関する条項も抽象的に定められているに過ぎない。なお、制裁については、役員会の決議を経るものとされており、同じ立場にある調教師が他の調教師を適切に処分できるのかも疑問である。

そのため、本件のセクハラ行為のように組合、調騎会、きゅう務員会に跨る問題については、組合、調騎会、きゅう務員会がそれぞれ担当者を出し合い、あるいは外部の有識者を含めた連絡協議会等を新たに設け、適切な処分が下せる体制を構築することも検討する必要があると考える。

第8 付言

今回の調査で見られた不適切な事案として最大なものは、騎手らのグループによる馬券購入である。

調査にあたっては、騎手らから税務申告の資料の提出を受けて、その収入状況を確認したが、年間所得が100万円台の騎手も多くみられ、100万円以下の者も若干名いた。所得が多いものでも300万円台という状況であった。

騎手として、羨望集めながら、懐事情としてはかなり厳しい状況にあったということも、騎手らがグループでの馬券購入に走った背景事情と言えるかもしれない。

笠松競馬場においては、賞金は地方競馬の中で13場中12位と低く、預託料は13位であり、馬も集まっていない。

決して、違法行為に手を染めた者を擁護するものではないが、かような状況にあっては、再び、騎手らにおいて、利益を求めて馬券購入に手を出したり、また情報提供料を受領したりといった状況が発生する懸念があることもまた事実である。

このような背景事情も踏まえると、本件で認められた不適切事案で失った信頼を取り戻し、真の再生に至るためには、競馬場関係者が一丸となって、社会から信頼される公正な競馬を実施し、笠松競馬の経営の問題点を解決し、それに伴い、競馬場関係者の待遇改善を考慮していく必要がある。

上記付言をする。

項目		公正確保強化策	進捗状況 (◎：実施済み、○：実施中、●：実施予定、☆：調整中)
(1) ア	公正確保に向けた 実効性のある組織体制の確立	○ 年1回開催していた公正確保対策委員会に加え、調騎会及びきゅう務員共済会等で自主的に組織運営する「公正確保規律委員会」の設置。 ⇒ 目的：調教師、騎手及びきゅう務員（以下、「きゅう舎関係者」という。）による全ての信用失墜行為の撲滅 ⇒ 組織構成：調騎会、調騎会騎手部会、きゅう務員共済会、競馬組合 ⇒ 回数：4回/年（四半期に1回）	◎ 令和2年度第1回公正確保対策委員会を開催（7/13） 内容：公正確保強化策の実施について ◎ 公正確保規律委員会設置要領の制定（7/13） ◎ 令和2年度の公正確保規律委員会を下記のとおり開催 第1回（7/22）・・・内容：公正確保強化策の実施について、きゅう舎毎の自主的勉強会について 第2回（10/13）・・・内容：本年度第1回目の研修会について
イ	定期的な訓示会の開催	○ 更なる法令遵守に対する意識向上及び情報共有のため、訓示会の参加対象者及び開催回数の増加。 ⇒ 対象者及び回数：きゅう舎関係者を対象に年間12回 ⇒ 実施時期：調教師：月初めの開催初日 騎手：月初めの開催前日（調整ルームでの点呼時） ※ 開催回数増 きゅう務員：月初めの開催前随時 ※ 新規追加	◎ 訓示会の開催に係るきゅう舎関係者への周知（7/29,30） ◎ 第6回競馬より、左記実施時期のとおり定期に実施
ウ	公正確保に関する研修会の開催	○ 法令遵守の意識強化に係る研修機会の拡充。 ⇒ 実施回数：4回/年（四半期に1回） ⇒ 対象者：きゅう舎関係者 ⇒ 内容：外部講師を招いた公正確保に関する研修、公正確保規律委員会による勉強会等	◎ 公正確保規律委員会の呼びかけにより、きゅう舎関係者による自発的な勉強会を実施（7/29,30） 調教師及びきゅう務員はきゅう舎毎に実施、騎手については、騎手部会で別に実施 内容：テキスト（公正競馬読本）を用いた勉強会及び「笠松競馬の公正確保強化策」について 参加者数（実施日）：調教師20名、きゅう務員80名（7/29,30）、騎手13名（7/28） ※ 組合職員が同席し、公正確保強化策を補足説明 ※ 欠席者については、後日調教師が指導教育 ◎ 本年度第1回目の研修会を開催（10/29,11/1） 内 容：指示事項について 参加者数：調教師20名、きゅう務員85名、騎手、14名 ◎ NAR講師を招致しての本年度第2回目の研修会を開催（12/10）
エ	きゅう舎関係者等との面談の実施	○ きゅう舎関係者に対する定期的な面談・聞き取り調査の実施（地全協と協力し実施）。 ⇒ 調教師及び騎手：免許更新時を含め半年に1回実施（2回/年） きゅう務員：新規認定時及び半年に1回実施（2回/年） ○ 併せて、競馬組合職員等の笠松競馬関係者について聞き取り調査を実施。 ※ 上記については、警察の捜査状況を見守り、適正な時期に実施する。	◎ きゅう舎関係者全員から誓約書（法令等違反行為がないこと及び法令遵守）の徴取 対象者117人（調教師20人、騎手14人、きゅう務員83人） ◎ きゅう舎関係者全員を対象に面談・聞き取り調査を実施（9/25,29,10/1） 面談対象者数 117人（調教師20人、騎手14人、きゅう務員83人） 面談者（組合6名、地全協延べ6名）
(2) ア	調整ルームの管理体制の強化	○ 外部との接触及び通信遮断を目的とし、調整ルームの管理体制強化を図る。 ⇒ 入室（点呼）時間の変更（19：00⇒17：30）及び点呼訓示会の実施 ⇒ 入室時の手荷物検査及び差し入れ品検査の体制強化 ⇒ 外部との通信遮断に係る電波遮断器の設置	◎ 管理体制強化に係る騎手への周知（7/28） ◎ 入室（点呼）時間の変更に係る「笠松競馬調整ルーム管理取扱要領」の一部改正（7/17） ◎ 第6回競馬（前日8/9）より金属探知機を用いた入室時の手荷物検査を実施（差し入れ品検査も随時実施） ◎ 携帯電話等通信機器の通信抑止装置について12/25より試験運用開始、3/17より本運用開始
イ	調教師及び騎手の接触機会の抑制	○ 装鞍所等業務エリアの運用方法及び施設環境を見直し、調教師及び騎手の接触機会を最小限に留める。 ⇒ 調教師及び騎手の待機エリアの分離（騎手控室への入室制限及び調教師控室の改善）	◎ 騎手控室の立入り制限について文書及び掲示物による周知（7/29,30） ◎ 調教師の待機場所について、調教師控室（調騎会館3F）の利用の徹底について周知（7/29,30） ◎ 第10回競馬（10/20）より調教師控室を調騎会館3Fから騎手控室棟2階へ機能移転を実施 ◎ 調教師及び騎手の待機エリアの分離について周知（7/29,30） （調教師の騎手控室への入室を原則禁止し、業務連絡が必要な場合のみ、監視員立会いのもと許可）
ウ	装鞍所等業務エリアにおける 立入り制限の徹底	○ 装鞍所等業務エリアへの立入りについて、通行証を交付されている者のみの許可を徹底し、警備体制強化。 ○ 馬主及び報道関係者の装鞍所等業務エリアへの立入り制限の徹底し、きゅう舎関係者との動線を区分する。	◎ 委託警備会社へ入場許可者リストの提示及び入場に係る警備体制強化の徹底指示（8/5） ◎ 通行証携帯の再周知徹底（7/29,30） ◎ 第9回競馬（10/5）より腕章型の通行証を導入 ◎ 馬主及び報道関係者に対して装鞍所等業務エリアへの立入り制限の周知（8/4） ◎ 第6回競馬（8/10）より馬主及び報道関係者について、装鞍所等業務エリアへの立入り制限を徹底 ◎ 第6回競馬（8/10）より口取り撮影場所を装鞍所西側走路（1C～2C中間地点）、ウイナーズサークル前又は旧売店跡地の3ヶ所とし、関係者へ周知（7/29,30）するとともに、馬主及び報道関係者へ通知（8/4）
エ	装鞍所等業務エリアの監視体制 及び管理体制の強化	○ 装鞍所等業務エリアにおける不正行為の抑止を目的とし、監視体制及び管理体制の強化を図る。 ⇒ 監視員を増員し、終日装鞍所等業務エリアにおいて常駐監視。きゅう舎関係者等に対して無通告かつ不定期に巡回し、監視を徹底する。 ⇒ きゅう舎関係者の装鞍所等業務エリアにおける携帯電話等通信機器の使用について、監視員を配置した指定エリアのみとして使用場所を限定し、監視員の立会いの下での携帯電話等通信機器の使用に制限する。 ⇒ 音声録音装置の設置及び監視カメラの増設による監視設備の充実を図る。	◎ 第6回競馬（8/10）より監視員を常時1名配置し、監視を徹底 ◎ 携帯電話等通信機器の使用可能エリアを関係者へ周知（7/29,30） ◎ 第6回競馬（8/10）より携帯電話等通信機器の使用可能エリアを下記2ヶ所とする 調教師控室（調騎会館3F）及び騎手控室棟北側（各々監視員を配置） ※ 第10回競馬（10/20）より調教師控室は騎手控室棟2階とし、調騎会館3Fは使用不可エリアとする ◎ 音声録音装置設置及び監視カメラ増設について下記のとおり完了 ・調整ルーム及び調騎会館3階（旧調教師控室）は、11/26に工事完了し運用開始 ・新調教師控室、騎手控室、走路監視室及び携帯電話等使用可能エリアは、2/10に工事完了し運用開始
オ	インターネット投票事業者との 連携強化	○ きゅう舎関係者のインターネット投票会員（η、γ及びθ）の加入状況有無及び購入履歴の照会について、照会対象者の拡大及び照会回数の増加を図る。 ⇒ 実施頻度：4回/年（四半期毎） ⇒ 対象者：きゅう舎関係者及びその同居親族（きゅう舎内居住者含む） ※ 新規認定きゅう務員は、認定時に都度実施。 ※ 同居親族については、同意の上実施。 ○ μについては、照会が実施できるよう、地全協と連携し依頼要請する。 ※ 照会が実施できない間は、面談時に本人に対して加入状況及び購入履歴の確認を行う。 ○ 照会の結果、入会が判明した場合は、全てのインターネット投票事業者からの退会を要請し、退会を証明できる書類等の提出を義務付ける。	◎ きゅう舎関係者（第1回目）のネット投票会員の該当性照会（調教師及び騎手はNAR/対応）及びきゅう舎関係者の自己申告による加入状況調査を実施（6/26）。加入のあった者に対して退会要請（8/5、9/15）を行い、全てのきゅう舎関係者のμを除くインターネット投票会員の該当性なしを確認（10/1） ◎ きゅう舎関係者（第2回目）及び同居親族（第1回目）のネット投票会員の該当性について照会済み（9/18） ◎ きゅう舎関係者（第3回目）及び同居親族（第2回目）のネット投票会員の該当性について照会済み（1/31） ○ きゅう務員希望者に対して、新規認定前にネット投票の会員該当性を照会（今年度計14名） ○ μ加入者（自己申告）の過去60日間の購入履歴調査を実施（12/10） ※ μの自己申告による加入者については、継続的に退会要請を実施予定
カ	勝馬投票券発売所の監視体制強化	○ 勝馬投票券発売所（笠松・恵那）にきゅう舎関係者の顔写真付き名簿を備え、監視体制の強化を図る。 ○ 監視の行き届かないおそれのある早朝前売発売所については、当面の間休止し、今後あり方を検討する。	◎ きゅう舎関係者の顔写真付き名簿の作成及び配備（9/14の発売再開に併せて実施） ◎ 投票所業務委託会社及び委託警備会社に対して、警備体制強化に係る教育指導の実施を要請（9/11）